

蘆原湖の湖面を利用した水上アクティビティモニターツアー企画運営事業
募集要領

令和6年6月
神戸市経済観光局観光企画課

1 事業名称

衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティモニターツアー企画運営事業

2 事業内容に関する事項

(1) 事業目的

衝原湖は、山田川を堰き止めて造られた呑吐ダムの貯水池として整備された湖であり、神戸市域を始めとする東播用水地区の農業用水及び水道用水の水源として使われている。

周囲には、国指定重要文化財の茅葺民家である「箱木千年家」、衝原湖と呑吐ダムを望む駐車場のある展望台、新たにリニューアル整備したサイクリングロード「神出山田自転車道」や「BE KOBE」モニュメント等があり、季節の良い休日は利用者が多く訪れる観光スポットとなっている。また、丹生山においては、登山道や案内板の整備に加えて、登山中に一休みできる休憩スポット「TREK KOBEつくはらキャビン」を自然休養村管理センター跡地に整備したところである。

衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティモニターツアー企画運営事業（以下、「本事業」という）では、「神戸登山プロジェクト」の一環として神戸の山を舞台とした新たな魅力創出の可能性を探るため、帝釈・丹生山系の麓にある衝原湖の湖面を活用した自然体験型の水上アクティビティモニターツアー（以下、「ツアー」という）を実施する。

昨年度は、衝原湖の西側エリアにて無料のツアーを開催し、利用者からの意見収集や課題の把握等を行った。本年度は、東側エリアにて有料のツアーを開催し、昨年度と異なる条件下での利用者意見や課題の把握を行う。また、採択事業者による企画及び料金設定を含む運営事業を行うことにより、採算性の観点を踏まえた継続的な事業の実現可能性を探ることを目的とする。

(2) 事業内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

(3) 費用負担

事業者は、衝原湖の利用にかかる土地使用料及び周辺の草刈り費用等を除き、水上アイテムの準備や広報、参加者募集にかかる費用など、本事業を遂行するにあたり必要な一切の費用を負担するものとする。

(4) 事業箇所

衝原湖（神戸市北区山田町衝原）

※別紙「全体図」に明示する範囲を最大提案可能範囲とする。

(5) 事業期間

事業期間は協定書締結日から令和6年10月31日までとする。

また、ツアーは令和6年9月1日から令和6年10月31日までの土曜・日曜・祝日のうち、最大で合計10日間まで開催することができる。

3 協定書の締結

本事業の実施にあたっては、仕様書（案）及び企画提案書に基づき、協定書を締結するものとする。協定書の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、協定書を締結せず、協定書締結後に判明した場合は協定を解除する。

また、協定書締結後、事業期間中に事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排

除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、協定の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続を行っていない者であること。
- (3) 企画提案書の提出時点において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条各号に該当する団体でないこと。
- (6) 事業の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (7) 事業運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 過去の事業実績として、湖に限らず本事業に類似する水上アクティビティの企画運営の事業実績があること。
- (9) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表企業及び構成員が上記(1)から(7)を全て満たし、かつ、代表企業又は構成員のうち最低1者が上記(8)を満たすこと。また、本市との連絡調整は代表者が行い、協定書締結に係る事務処理も代表者の名義で行うこと。
- (10) その他注意事項
 - ①単体で応募する企業は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、複数の共同企業体の構成員として参加することはできない。
 - ②構成員は、業務の全部を構成員以外の企業に請け負わせることはできない。また、構成員以外の企業に業務の一部を請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得ること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年6月5日（水曜） |
| (2) 質問受付及び現地説明会提出期限 | 令和6年6月12日（水曜）17時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年6月19日（水曜）予定 |
| (4) 現地説明会 | 令和6年6月19日（水曜）予定 |
| (5) 参加申請受付期限 | 令和6年6月26日（水曜）17時まで |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和6年7月16日（火曜）17時まで |
| (7) 事業者選定委員会参加可否の通知 | 令和6年7月17日（水曜）予定 |
| (8) 事業者選定委員会（プレゼン審査） | 令和6年7月19日（金曜）予定 |
| (9) 事業者の決定 | 令和6年7月下旬予定 |
| (10) 協定書締結・事業開始 | 令和6年7月下旬予定 |

6 本募集に対する質問

- (1) 提出期限
令和6年6月12日（水曜）17時まで（必着）
※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜、日曜及び祝日を除く）の9時から

ら12時まで及び13時から17時まで。

(2) 提出方法

郵送、持参またはEメール

(3) 提出場所

神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）

(4) 提出書類

質問票（様式1号）

(5) 質問に対する回答

①回答日

令和6年6月19日（水曜）（予定）

②回答方法

全ての質問をとりまとめ、質問者を特定しない形式で、本市ホームページの「事業者募集」のページ（<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>）内に掲載する。質問が無かった場合は、その旨を掲載する。

7. 現地説明会

(1) 開催日

令和6年6月19日（水曜）（予定）

※応募（企画提案）にあたり、本説明会への参加は必須ではない。

(2) 提出期限

令和6年6月12日（水曜）17時まで（必着）

※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜、日曜及び祝日を除く）の9時から12時まで及び13時から17時まで。

(3) 提出方法

郵送、持参またはEメール

(4) 提出場所

神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）

(5) 提出書類

現地説明会参加申込書（様式2号）

8 参加申請手続き

(1) 提出期限

令和6年6月26日（水曜）17時まで

(2) 提出方法

郵送、持参及びEメール

(3) 提出場所

神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）

(4) 提出書類

次の①～⑥に掲げるものを、紙及びデータ（PDF形式）で提出すること。また、データ容量が大きく、送付できない場合は本要領 12 の担当部署まで連絡すること。なお、神戸市の入札参加資格がある場合、又は直近 1 年以内に神戸市経済観光局観光企画課に別件契約又はプロポーザルのために提出している書類若しくは受託実績があり、かつ内容に変更がない場合は、下記②及び④の提出は不要とする。

①参加申請書兼誓約書（様式 3 号）

②法人登記簿謄本（提出日から起算して 3 ヶ月以内に発行された正本）

③団体概要（様式 4 号）

※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可とする。

※共同企業体の構成団体は、「団体概要（共同企業体の構成団体用）」（様式 7 号）を使用すること。

④法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近 1 年分、写しでも可）

※滞納がないことを証明する納税証明書によること。

※国税（法人税、消費税及び地方消費税）の詳細については国税庁ホームページを参照すること（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）。

※当該区市町村において上記様式がない場合は、各区市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

⑤神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式 5 号）

⑥共同企業体結成届出書（様式 6 号）

※共同企業体による参加申込の場合のみ提出すること。

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記の②～⑤を提出すること。

9 応募（企画提案）の手続き

（1）提出期限

令和 6 年 7 月 16 日（火曜）17 時まで

※持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜、日曜及び祝日を除く）の 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時までとする。

（2）提出方法

郵送、持参及び E メール

（3）提出場所

神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館 9 階）

（4）提出書類

次の①～③に掲げるものを、紙及びデータ（PDF形式）で提出すること。また、データ容量が大きく、送付できない場合は本要領 12 の担当部署まで連絡すること。

①企画提案書（様式自由・A4サイズ）【7部】

※仕様書（案）で指定している項目について必ず記載すること。

②収支予算書（様式自由・A4サイズ）【7部】

※内訳がわかるように記載すること。

③その他補足資料（様式自由・A4サイズ）【7部】

10 選定に関する事項

（1）選定方法

- ①本企画提案の審査については、「衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティモニターツアー企画運営事業事業者選定委員会」（以下、「事業者選定委員会」）において、提出された企画提案書等に基づく、原則対面によるプレゼンテーションにて審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案を行った事業者を最優秀提案者として協定締結の相手方の候補者として選定する。
- ②応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- ③最も評価点が高い者の点数（選定委員の平均値）が60点に満たない場合や、提案内容が利用者の安全性を明らかに担保できないと選定委員会において判断した場合は、最低基準に満たしていないとして、協定締結候補者を選定しないこととする。

（2）事業者選定委員会

- ①日程
令和6年7月19日（金曜）（予定）
- ②場所
神戸市役所内（予定）
- ③内容
企画提案者によるプレゼンテーション（10分程度、質疑応答は別途）
- ④その他
投影用ディスプレイ及び操作用PCは、事前に本要領12の担当部署にて用意したものを使用できることとする。

（3）選定基準

【提案に関する配点 70点】

- ①水上アクティビティイベントの企画内容 [20点]
 - ・事業目的に相応しく、魅力的な内容となっている。
- ②集客力・広報力 [15点]
 - ・参加者を多く集めることができ、提案内容を広報する能力が高い。
- ③事業スケジュール [10点]
 - ・事業スケジュールが具体的かつ効率的で無理がない。
- ④実施箇所ならではの独創性 [10点]
 - ・実施箇所ならではの工夫やアイデアが提案内容に盛り込まれている。
- ⑤事業の採算性 [15点]
 - ・事業の継続可能性を見込んだ採算性のある提案となっている。

【遂行能力に関する配点 20点】

- ⑥業務実績 [10点]
 - ・過去の事業実績に本事業に類似した実績がある。
- ⑦実施体制の確保 [10点]
 - ・専門的な知見や知識を有しており、本事業を安全に遂行するにあたり十分な人員と管理体制が確保できる。

【所在地に関する配点 10点】

- ⑧事業所所在地 [10点]
 - ・地元事業者 …10点

- ・準地元事業者 … 5点

※地元事業者とは、本社が神戸市内にある企業である。

※準地元事業者とは、本社は神戸市内にないが、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を神戸市内に有する企業である。

※共同企業体の場合は、代表企業および構成員すべてが地元事業者である場合は10点、代表企業および構成員のうち少なくとも1者が地元事業者である場合は5点、それ以外の場合は0点とする。

※各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により順位を決定する。

(ア)【提案に関する配点】の合計点数が最も高い者

(イ) (ア) が同点の場合は、【遂行能力に関する配点】の合計点数が最も高い者

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤各必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての応募者に通知し、協定締結候補者として選定した事業者の社名及び総得点と、他の応募者の総得点を本市ホームページで公表する。

また、応募者は選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、協定締結候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求められることができる。この場合、説明を求められる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

11 その他

- (1) 本募集の提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本要領に修正や変更、追加等があった場合は、本市ホームページの「事業者募集」のページ内に掲載している内容を更新する (<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>)。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (5) 企画提案書の著作権は応募者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募者が負う。
- (6) 応募（企画提案）に関わる書類について、期限後の提出や差し替え等は認めない。
- (7) 参加申込後に、本公募への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式8号）」により本要領12の担当部署に届け出ること。

- (8) 本募集の事業箇所である衝原湖は農林水産省近畿農政局の所管であるため、所管部局の判断によっては募集の内容を変更する可能性がある。

12 担当部署、問い合わせ先

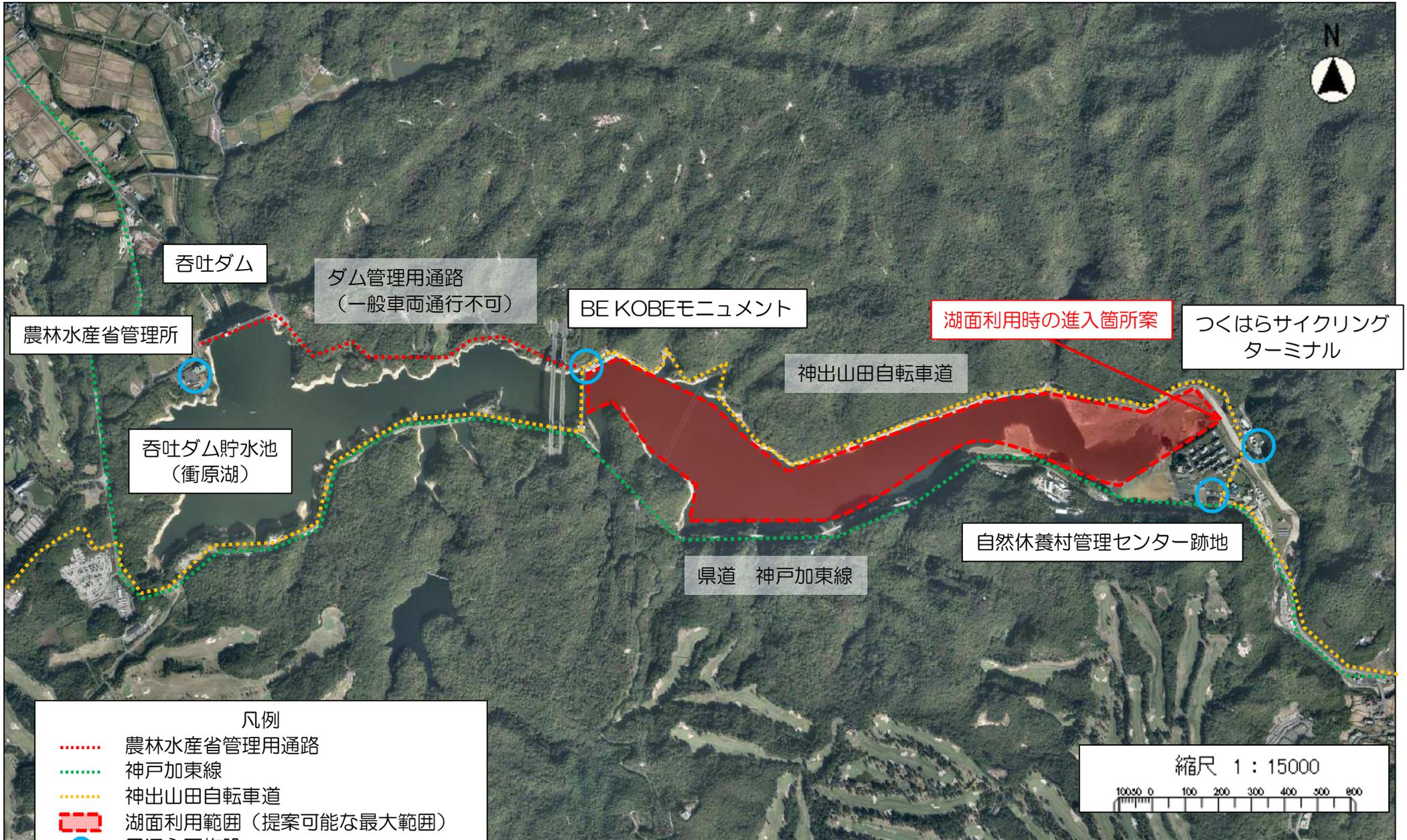
神戸市経済観光局観光企画課 下手・伊藤

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

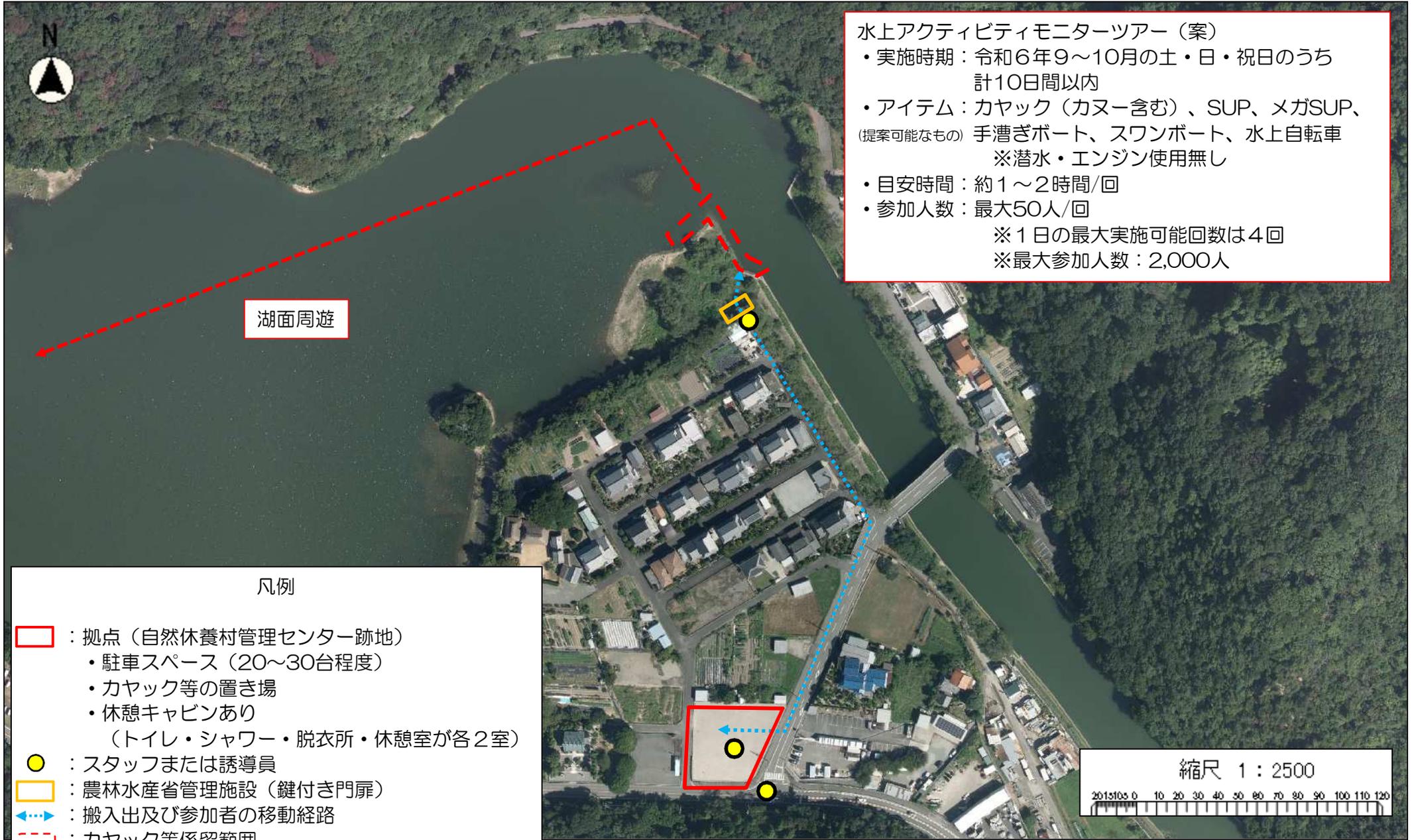
【電話番号】078-984-0361 【FAX番号】078-984-0360

【Eメール】kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp

全体図



詳細図



水上アクティビティモニターツアー（案）

- ・実施時期：令和6年9～10月の土・日・祝日のうち計10日間以内
- ・アイテム：カヤック（カヌー含む）、SUP、メガSUP、
(提案可能なもの) 手漕ぎボート、スワンボート、水上自転車
※潜水・エンジン使用無し
- ・目安時間：約1～2時間/回
- ・参加人数：最大50人/回
※1日の最大実施可能回数は4回
※最大参加人数：2,000人

湖面周遊

- 凡例
- (赤) : 拠点 (自然休養村管理センター跡地)
 - ・駐車スペース (20～30台程度)
 - ・カヤック等の置き場
 - ・休憩キャビンあり (トイレ・シャワー・脱衣所・休憩室が各2室)
 - (黄) : スタッフまたは誘導員
 - (黄) : 農林水産省管理施設 (鍵付き門扉)
 - ← (青点線) : 搬入出及び参加者の移動経路
 - (赤点線) : カヤック等係留範囲
※連続日で実施の場合のみ

